

所得金額がゼロ又は欠損の場合でも必ず記入の上、提出してください。										管理番号										
法人名										課税標準の分割に関する明細書(その1)										
事業税 (法第72条の2第1項第1号第2号第3号第4号に掲げる事業)										道府県民税										
課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥				円				課税標準額の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ① (円)									
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦									試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②									
		年800万円を超える金額 ⑧									還付法人税額等の控除額 ③									
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨									退職年金等積立金に係る法人税額 ④									
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩									差引計 ①+②-③+④ ⑤									
	総額	付加価値額 ⑪																		
		資本金等の額 ⑫																		
		収入金額 ⑬																		
	適用する事業税の分割基準										1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数									
	事務所又は事業所		事業税								道府県民税									
名称及び所在地	分割基準 (単位=)	分割課税標準額								分割基準 (単位=人)	分割課税標準額									
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳												
	()	円	円	円	円	円	円	円		円										
	()																			
	()																			
	()																			
	()																			
	()																			
	()																			
	()																			
	()																			
合 計																				

[illegible]